二號　小選挙区制案及対する件　本部提出

可決

理由

現行普選法の欠陥を改むべく、吾等は様々なる機会に其の運動をなし、たるに、政府は其の実行を誤まり、第三党を組織するに小選挙区選挙案を提出したるを、遺憾とし、時代に逆行と反対したるが、遂に、小選挙区制案は、(一郡一区一人の原則)に改悪し、如何にも遺憾なる次第なり。

現行中選挙区制を小選挙区制に改むるは、普選法の精神を蹂躙し、国民の政治的進出を抑圧せんとする、悪意の表徴なり。

我党は、国民の意思を法意に反し、曲解し、国民の意思を無視し、国民の意思を無視し、国民の意思を無視